

## 意 見 書

平成24年10月4日

長崎県弁護士会

弁護士 伊 東 讓 二

本意見書は、諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会（以下「本件委員会」という。）の中間報告書中、「2 株式会社T・G・Fの諫早湾干拓地への入植決定を取り消すことを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議の提出」及び「3 株式会社T・G・Fに対し、平成25年4月1日以降において諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議の提出」（以下「本件各決議」という。）に対する当職の意見を述べるものである。

第1 まず、本件各決議においては、虚偽の記載等ということが問題となっている。  
そこで、虚偽の記載があったのか否か等に関して意見を述べる。

1 本件委員会は、本件各決議の中で、以下の(1)のように述べている。

(1) 講早湾干拓農地借受申出書の添付資料である「営農計画書」の中の「自家農業に働く日数」欄には、谷川喜一氏（以下「喜一氏」という。）が年間90日間、田丸加世子氏（以下「加世子氏」という。）は60日間及び谷川富貴氏（以下「富貴氏」という。）が150日間と記載されている。ところが、喜一氏は、（株）谷川建設、（株）谷川商事及び（株）マルキ開発のいずれも代表取締役を兼務しておりその業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

(2) 以上の点について、検討する。

まず、そもそも、今回の「営農計画書」は、諫早湾干拓農地を借り受けるために提出したものであり、したがって、「営農計画書」の中の「自家農業に働く日数」とは、諫早湾干拓農地に入植した後の計画を記載するものとい

える。また、「営農計画書」の中の「自家農業に働く日数」とは、「農作業従事日数」ではなく、「農業従事日数」である。つまり、実際に農作業を行わなくとも、販売計画や企画、経営管理等の従事日数で足りるのである。なお、九州農政局扱い手育成課によると、経営改善計画書の農業従事日数とは、農作業ばかりではなく、販売計画や企画、経営管理等も含まれるのであると判断している。この考え方は、上記「営農計画書」の中の「自家農業に働く日数」の場合にも当てはまるものといえる。

そして、労働基準法によると、1日の法定労働時間が8時間とされていることからすると（労働基準法32条2項），1日の計算として8時間以上の勤務を要求することはできないといえる。そうであれば、喜一氏の場合、1年間で720時間（8時間×90日）農業に従事していればよいこととなる。そして、上記720時間を満たすためには、仮に1日12時間働いた日があれば、別の日には、4時間のみ働いたとしても、合計2日（16時間）働いたと判断することも可能といえる。

以上からすると、「営農計画書」提出当時の見通しとして、喜一氏が（株）谷川建設等の代表取締役を兼務していたとしても、株式会社T・G・Fが諫早湾干拓農地で営農を開始した平成20年4月以降において、喜一氏が、株式会社T・G・Fの経営に参加して、1年間の内トータルとして90日間つまり720時間、株式会社T・G・Fの「農業（販売計画や企画、経営管理等）」に従事することが必ずしも社会通念上不可能であったとまでは言えない。

2 本件委員会は、本件各決議の中で、以下の(1)のように述べている。

- (1) 富貴氏は、当時、妊娠中であり、150日間もの農作業への従事は実質不可能と考えられる。
- (2) 以上の点について、検討する。

前記1で述べたことを考慮すると、富貴氏が、諫早湾干拓農地借受申出書

を提出した当時（平成19年8月31日）妊娠中であったとしても、その当時の見通しとして、富貴氏が、上記諫早湾干拓農地で営農を開始した平成20年4月以降、1年間の内トータルとして150日間（1200時間）、株式会社T・G・Fの「農業（販売計画や企画、経営管理等）」に従事することが実質不可能であったとまではいえない。また、仮に、富貴氏が、諫早湾干拓農地で営農を始めた後に妊娠していたとしても、労働基準法上、原則として、使用者は、6週間以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においてはその者を就業させてはならないし（同法65条1項），産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない（同条2項本文）と規定されている趣旨からすると、労働基準法は、上記以外の期間は、妊娠中であっても就労させることは可能と判断していることとなる。そうすると、富貴氏の妊娠が、諫早湾干拓農地での営農と重なっていたとしても、14週（98日間）を除けば「農業（販売計画や企画、経営管理等）」に従事することは可能なのである。この点からも、富貴氏が、1年間の内トータルとして150日間（1200時間）、「農業（販売計画や企画、経営管理等）」に従事することが必ずしも実質上不可能とまでは言えない。

3 本件委員会は、本件各決議の中で、以下の(1)のように述べている。

- (1) 平成19年度の農業生産法人の報告書によると、喜一氏及び富貴氏とも、従事日数は0日と報告されており、従事の実績すらないものである。
- (2) 以上の点について、検討する。

確かに、喜一氏及び富貴氏は、平成19年度の農業生産法人の実績によると、農業従事の実績はなかった。しかし、「営農計画書」の中の「自家農業に働く日数」は、諫早湾干拓農地に入植後の計画（見通し）を記載するものであるところ、他方、平成19年度の従事日数は、株式会社T・G・Fが平成20年4月に諫早湾干拓農地で営農を開始する以前の実績（現状）である。そうであれば、喜一氏及び富貴氏が、平成19年度の農業従事日数が0日で

あったとしても、そのことから、直ちに、株式会社 T・G・F が諫早湾干拓農地で営農開始後、「営農計画書」の中の「自家農業に働く日数」だけ、いずれも「農作業」ではなく「農業」として株式会社 T・G・F の事業に従事することが不可能であったとまでは言えない。そうであれば、平成 19 年度の実績がないことをもって、「営農計画書」が、なり立ち得ない計画とまでは言えない。そして、何日「農業」に従事するかは、計画段階での予定（見通し）であるから、仮に結果として達成できないということが生じたとしても、そのことから、原則として、遡って計画自体が虚偽であったとまでは言えない。

4 本件委員会は、本件各決議の中で、以下の(1)のように述べている。

(1) これらの日数の記載は、上記申請の記載のみだけではなく、平成 19 年 2 月に大村市農業委員会に対して提出した「農業経営基盤強化促進事業申出書」、同年 6 月に大村市に対して提出した「農業経営改善計画認定申請書」及び同年 8 月に諫早市に対して提出した「農業経営改善計画認定申請書」においても使用されている。

(2) 以上の点について、検討する。

まず、前記 1 から 3 で述べたことからすると、諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料である「営農計画書」の中の「自家農業に働く日数」欄に、喜一氏が年間 90 日間、加世子氏は 60 日間及び富貴氏は 150 日間と記載されていることが、現時点で、直ちに諫早湾干拓農地保有合理化促進事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）の第 3 条(3)号の「虚偽の申告」（以下「虚偽の申告」という。）に該当すると断定することは困難である。

そうであれば、平成 19 年 6 月に大村市に対して提出した「農業経営改善計画認定申請書」及び同年 8 月に諫早市に対して提出した「農業経営改善計画認定申請書」にも同様の日数（喜一氏が年間 90 日間、加世子氏は 60 日間及び富貴氏は 150 日間）が記載がなされていたとしても、これらの書類

の中の「年間農業従事者日数」は「農業従事」日数ということであるから、上記と同様に、現時点で、直ちに虚偽の申告であると断定することも困難である。また、大村市及び諫早市において、「虚偽の記載」であるとの判断はなされていない。

ただし、平成19年2月に大村市農業委員会に対して提出した「農業経営基盤強化促進事業申出書」の中の「年間農作業従事日数」に同じ数字（喜一氏が年間90日間、加世子氏は60日間及び富貴氏は150日間）が記載されていることについては、上記と同じように考えることはできない。なぜなら、ここは、「農業従事」日数ではなく、「農作業従事」日数だからである。確かに、この記載が「農作業日数」とすると、喜一氏が90日間（720時間）及び富貴氏が150日間（1200時間）農作業に従事できるのかということについては、疑問が生じる余地は出てくる。しかし、この箇所が「虚偽の記載」といえるのかについては、大村市農業委員会が判断することになるが、大村市農業委員会がそのような判断をしていないことに加え、この箇所もあくまでも見込みを記載するものであり、見込みとして「農作業」への従事日数として記載したのであれば、この記載から、客観的に明らかに達成ができないとまではいえない以上、直ちに虚偽であると断定することは困難といえるのではないか。そして、仮に、上記農作業日数が達成できなかったとしても、あくまでも「見込み」であるから、達成できなかったことを理由に記載自体が虚偽であるとまでは言えない。

結論としては、上記の通りであるが、仮に上記「農業経営基盤強化促進事業申出書」や「農業経営改善計画認定申請書」の記載が虚偽であった場合についても一応検討しておく。

ア 大村市農業委員会に対して行った「農業経営基盤強化促進事業申出書」の記載が虚偽であったと仮定した場合

この点、今回の利用権（賃借権）の設定は、農業経営基盤強化促進法に

基づくものである。そして、同法には、虚偽申請による取消しの規定がない上、同法による農用地利用集積計画の作成及び公告手続きに関しては、罰則規定は定められていない。これらの同法の規定内容からすると、原則として、虚偽の申請ということから直ちに取り消すことはできないものといえる。

もっとも、平成5年8月2日の事務次官通達によれば、「利用権の設定等に係る土地が正当な事由なく公告があった農用地利用集積計画に定める利用目的に供されていない場合等で、詐欺その他不正な手段により当該農用地利用集積計画を作成させたと認めるときは、市町村は、当該土地に係る農用地利用集積計画を取り消すことができる。」とされている。この事務次官通達においては、詐欺その他不正な手段により当該農用地利用集積計画を作成させた場合に農用地利用集積計画を取り消すことができるとしても、その前提として、利用権の設定等に係る土地が正当な事由なく公告があった農用地利用集積計画に定める利用目的に供されていない場合等が必要となるのである。そうであれば、株式会社T・G・Fが、農地（利用権を設定する土地）を利用目的に供している以上、上記前提事実自体が認められないのであり、上記事務次官通達に基づいても、取り消しを認めるることは困難と考えられる。

イ 大村市や諫早市に対して行った「農業経営改善計画認定申請書」の「年間農業従事日数（日）」の記載が虚偽であったと仮定した場合

まず、「農業経営改善計画認定申請書」は、農業経営基盤強化促進法12条1項に基づき提出されたものである。ところが、同法には、虚偽申請による取消しの規定はない。したがって、原則として、虚偽の申請ということから取り消すことはできないといえる。

他方、農業経営基盤強化促進法12条の2第2項には、認定の取消の規程がある。そして、この取消の規程に関しては、農林水産省の「認定農業

者制度の運用改善のためのガイドライン」（15 経営第1537号。20 経営第3505号。以下「本件ガイドライン」という。）第3の3(1)によると、農業経営改善計画の認定の取消しについては、「市町村は、認定農業者の経営改善に向けた取組状況を把握した結果、当該認定農業者が農業経営改善計画に定めるところに従い、その農業経営を改善するためとするべき措置を講じていないと認めるとときは、農業経営改善計画の認定を取り消すことができる」とされている。これは、農業経営の改善を計画的に進めることを前提に農業経営改善計画の認定を行い、各般の支援措置の対象としたにもかかわらず、経営改善に向けた努力が行われていないと認められる場合には認定を取り消すことが適切であるとの趣旨によるものである。」とのことである。そして、認定の取消に該当する事由としては、本件ガイドライン第3の3(2)には、〔1〕農業経営改善計画の認定後、相当期間、農作物の販売実績がない場合、〔2〕経営改善のためとするべき措置として経営面積の拡大を農業経営改善計画に記載しており、代替地の取得等の見込みがないにもかかわらず、経営面積を縮小している場合及び〔3〕経営改善のためとするべき措置として土地利用型から施設型等営農類型の転換を農業経営改善計画に記載しているながら、農業経営改善計画の認定後相当期間が経過したにもかかわらず、営農類型の転換に向けた具体的な取組がなされていない場合があげられている。このような本件ガイドラインの考え方からすると、認定が取り消される場合は、再三にわたる指導にも関わらず、取組状況に改善が認められない場合等ということになる。

このような本件ガイドラインの考え方は、農業経営基盤強化促進法の目的等にも合致しているものといえる。つまり、同法1条（目的）に記載されているように、同法は、「農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的」としているのであり、この目的を達成す

るために同法3条において、「農業経営基盤の強化を促進するための措置は、…農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施する」のである。よって、同法の目的等からしても、認定が取り消されるのは、自主的な努力をしていないというような場合となる。

この点、九州農政局扱い手育成課も、「農業経営改善計画の認定取消については、ガイドラインにあるとおり、再三にわたる指導にもかかわらず、取組状況に改善が見られない場合に適切に行うこととなる。」との見解を述べている。

以上からすると、株式会社T・G・Fの場合、仮に農業生産法人の実績報告に誤りがあったとしても、その後、勧告指導がなされ、指導に基づいて取組状況について改善が認められるのであれば、取消事由に該当すると認めることは困難といえる。

5 本件委員会は、本件各決議の中で、以下の(1)のように述べている。

(1) 諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料である「営農計画書」の中の(6)「干拓地の主な生産品目の販売先及び販売方法」の欄に、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト（株）等と記載されており、この点が、評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。しかも、取引の根拠としている取引明細書についても、その内容を見る限り数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものと言わざるを得ない。

(2) 以上の点について、検討する。

確かに、「営農計画書」の中の(6)「干拓地の主な生産品目の販売先及び販売方法」の欄に、「カルビーポテト株式会社等との契約販売」との記載がある。この点、本件委員会が問題としている、カルビーポテト株式会社が平成19年8月18日付けで作成した「加工用馬鈴薯栽培取引明細書」（以下

「本件明細書」という。）によると、「長崎県諫早湾干拓での馬鈴薯栽培において弊社（カルビーポテト株式会社のこと）は貴社（株式会社T・G・Fのこと）をパートナーとして、馬鈴薯栽培に関するご指導ご協力をお互いに相談して契約栽培を実施して生産された馬鈴薯の販路については弊社（カルビーポテト株式会社のこと）が責任を持って行う事を証明します。」と記載されているように、カルビーポテト株式会社と株式会社T・G・Fとの間で、長崎県諫早湾干拓での馬鈴薯栽培に関し、契約販売の合意ができていたことは明らかである。したがって、「営農計画書」の(6)「干拓地の主な生産品目の販売先及び販売方法」の欄に「カルビーポテト株式会社等との契約販売」と記載したことは虚偽であると断定することは困難である。また、確かに、本件明細書には数量等の記載がない。しかし、それは、本件明細書に記載してあるとおり、栽培規模は今後の協議事項であり、また、「契約栽培の開始時期や販売する数量、品質状況については販売する用途によって異なることが発生する場合がある。」ことから、「営農計画書」提出段階においては、具体的な数字をあげられなかつたからに過ぎない。

そして、カルビーポテト株式会社と株式会社T・G・Fとは、平成21年4月24日に「府県産馬鈴薯売買基本契約書」を取り交わし、その上で、カルビーポテト株式会社は、平成21年11月16日、株式会社T・G・Fに対し、契約馬鈴薯用種子の発送の連絡を行い、同年12月10日に同品は納品されているのである。このように、カルビーポテト株式会社と株式会社T・G・Fとの間では、上記契約書に従って販売に向けた動きをしているのである。

以上のとおりであるから、カルビーポテト株式会社との取引が売上計画の1割であり、取引明細書に数量等の記載がなかつたとしても、その記載自体が不相当な記載等とまでは言えず、したがって、この点からも、「営農計画書」の(6)「干拓地の主な生産品目の販売先及び販売方法」の欄に「カル

ビーポテト株式会社等との契約販売」と記載したことは虚偽の申告であると断定することは困難である。

6 本件委員会は、本件各決議の中で、以下の(1)のように述べている。

(1) 入植後3年目の収支計画では、売上1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは、黒字にならず、農業以外の売上を計上し、黒字を確保している。確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1000万円を超える赤字となってきており、当初の計画自体に疑問が生じてくる。

(2) 以上の点について、検討する。

まず、そもそも、借受申出書は60haの計画（見込み）であったが、貸付決定は30haであったことから、その計画（見込み）が達成できなかつたとしても、直ちに、当初の計画自体が疑問であるとまでは言えない。

また、確かに、株式会社T・G・Fは、収量については、入植時の営農計画の目標には達していない。しかし、本件委員会への提出資料によると、第1に、ばれいしょの作付け面積は、経営改善計画の目標（H25）（以下「25目標」という。）では、12.0haであるが、現状（H23）（以下「23現状」という。）では、12.3haである。第2に、たまねぎの作付け面積は、25目標では、6.0haであるが、23現状では、6.1haである。第3に、にんじんの作付け面積は、25目標では、6.0haであるが、23現状では、11.5haである。第4に、大麦の作付け面積は、25目標では、12.0haであるところ、23現状でも、12.0haである。このように見ると、上記4品目の内、大麦を除く3品目はいずれも経営改善計画を上回る作付けを行っており、大麦も経営改善計画通りの作付けを行っている。この点から見ると、株式会社T・G・Fにおいては、ある程度順調に営農が

なされてきていると判断できる。

以上からすると、株式会社T・G・Fの当初の計画自体に問題があったとまではいえない。

7 本件各決議の中で、本件委員会は、以下の(1)のようにも述べている。そこで、この点についても以下検討する。

(1) 富貴氏及び加代子氏に対し、株式会社T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について証言を求めるため出頭請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、その中で、「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」あるいは「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、このことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていることを自認したとも言える内容である。

(2) 以上の点について、検討する。

富貴氏及び加代子氏の代理人である飯田直樹弁護士が平成24年2月22日に長崎県議会議長宮内雪夫氏に対して提出した上申書2によると、富貴氏及び加代子氏が出頭請求に応じないのは、富貴氏及び加代子氏が、本件委員会における喜一氏及び永田久弥氏の2回にわたる証人尋問の結果に対し、追加したり訂正したりする事実を持ち合わせていないことに加え、本件委員会における喜一氏らに対する証人尋問において、本件委員会の立場は、喜一氏らは、株式会社T・G・Fが農業生産法人設立時の申請書及び年1回の報告書に故意に虚偽の内容を記載しており、このような喜一氏らの行為は、農地法に違反し、刑事罰の対象となるというものであり、その立場に立った追求が繰り返し行われているからということである。つまり、本件委員会が富貴氏及び加代子氏に対して証人として証言を求める事項は、喜一氏らが農地法に違反して刑事罰の対象となるということを前提として、それを認めさせるような質問がなされることになるからということである。この意味で、富貴

氏及び加代子氏は、「農地法違反による刑事罰の対象になるという事項に関して証言を求めるものにほかなりません。」と述べ、また、富貴氏は喜一氏の妻であり、加代子氏は喜一氏の姉であることから（地方自治法100条2項が準用する民事訴訟法196条1号の身分関係にある。）、「谷川喜一が刑事訴追を受けるおそれがある事項及び同人の名誉を害すべき事項に関するものであって、両名には証言を拒絶する事由があります。」と述べているのである。

以上検討したことから明らかであるが、上記上申書の内容からすると、富貴氏及び加代子氏両名は、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認しているのではなく、本件委員会の証人尋問の在り方に対し、疑問を呈し、出頭を拒絶しているのである。したがって、富貴氏及び加代子氏両名が、本件委員会への出頭を拒否した理由から、申請内容に虚偽の事実が記載されないと自認したとまでは認められない。

第2 本件委員会は、本件各決議において、まず、財団法人長崎県農業振興公社に対し、株式会社T・G・Fへの入植決定の取消しを求めている。そこで、以下、上記の点について検討する。

1 最初に、本件委員会が、株式会社T・G・Fの行為が事業実施要領第3条に違反するものとして、貸付通知書の交付の取消をすべきことを求めていることの意味（つまり、貸付通知書の交付の取消しが現時点でできるか）について検討する。

事業実施要領第3条には、「貸付通知書の交付の取消し」という規定がある。そこで、まず、貸付通知書の意味について検討する。

農地等の貸付を受けようとする者は、諫早湾干拓農地借受申出書を財団法人長崎県農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に対して提出しなければならない（事業実施要領第2条1項(1)号）。そして、理事長は、申出書を受理し、実施規則第7条の規定による「諫早湾干拓地農業者選考基準」に適合

すると認めるときは、「諫早湾干拓地農業者選考委員会」の意見を聴取して、貸付者を決定することとなる。そして、理事長は、貸付を決定したときは、速やかに申出者に対して貸付決定通知書（これが、本件で問題となっている「貸付通知書」のこと。）を交付するとともに、申出者の居住又は所在する市町村並びに諫早市長及び諫早市農業委員会長に対してその旨を通知しなければならない（事業実施要領第2条）。このような規定の仕方からすると、貸付通知書は、財団法人長崎県農業振興公社と借受者との間に、貸付の合意ができたことの証明を行う文書としての性質を有しているといえる。これが、貸付通知書の一番目の意味といえる。

また、貸付通知書をみると、3項で「土地改良事業前」の使用期間（つまり、使用期間までは使用できるという意味で「使用権限」）及び使用条件が定められており、4項においては、「土地改良事業完了後」の使用条件が定められている。つまり、貸付通知書は、平成20年4月1日に営農が開始される前（つまり、平成20年3月31日以前）と平成20年4月1日に営農が開始された以降とに分けて使用権限及び使用条件を定めており、営農が開始される前においては、貸付通知書で、使用する権限及び使用条件を定めているのである。他方、営農が開始された後については、使用権限及び使用条件を農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の設定条件に委ねているのである。この点、農業経営基盤強化促進法19条によると、農用地利用集積計画を定めたときは、遅滞なく、その旨公告しなければならず、そして、同法20条によると、その公告があったときは、農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定されるのである。これを受け、諫早市が農業経営基盤強化促進法19条の規定により公告する農地利用集積計画によると、平成20年4月1日から農地について賃借権が設定されることとなっているのである。以上からすると、借受人は、平成20年3月31日までは、貸付通知書によって、使用権限が認められるが、平成20年4月1日からは、農業経営基盤強化促進法19条の規定

の公告に基づく効果による賃借権に基づいて使用権限が認められるのである。

このように、借受人に対し、平成20年3月31日までの使用を認める権限を与えるということ（農業経営基盤強化促進法19条の規定の公告に基づく効果が発生する前の利用権を与えること），これが、貸付通知書の二番目の意味といえる。

以上のように、貸付通知書の二番目の意味によって借受人が平成20年3月31日までの使用権限が認められるとしても、同日までの間に一定の事由が生じた場合には、借受人の使用権限を否定する必要が生じる（平成20年4月1日まで、どのようなことがあっても使用が認められるということは不合理である。）。そのために、事業実施要領第3条で「貸付通知書の交付の取消し」という規定をおいているのである。つまり、事業実施要領第3条は、平成20年3月31日以前に借受人の使用権限を否定する場合の規定なのである。これに対し、賃借権が認められた平成20年4月1日以降は、賃貸借という権利が発生しているのであるから、賃貸借契約の解除等という点が問題となるのである。そこで、事業実施要領第7条で「貸付解除の申出」を規定しているのである。

以上から明らかであるが、事業実施要領第3条は、平成20年3月31日までの適用が予定されている規定であり、平成20年4月1日からは、事業実施要領第7条が適用されるのである。

したがって、平成20年4月1日が過ぎている現時点においては、事業実施要領第3条による貸付文書の通知の取消しの規定は、適用の余地がないのである。

2 諫早市が農業経営基盤強化促進法19条の規定により公告する農地利用集積計画に添付する「共通事項」(4)イにおいては、借受人である株式会社T・G・Fに、「事業実施要領第7条各号」に該当する行為があった場合は、貸付人である財團法人農業振興公社は、借受人である株式会社T・G・Fに対して解除を申し出ることができると規定されている。これは、前記1で述べたとお